

第2次上天草市環境基本計画

”人と海がふれあうまち上天草”

～美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへ～

概要版



令和3年3月

上天草市
KAMI AMAKUSA

計画の基本的事項

1 背景及び趣旨

平成23年3月に「上天草市環境基本計画」(以下「前計画」という。)を策定し、その後、平成28年4月の改訂を踏まえ、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところですが、令和2年度末をもって前計画期間が満了となりました。

国内では、東日本大震災を契機とした国のエネルギー政策の見直しによる、再生可能エネルギーへの転換をはじめとした社会情勢や温室効果ガス排出量削減目標の決定、大気中のPM2.5の問題など注目を集めており、本市においても取り巻く環境の変化等に伴い、地球環境を守るために廃棄物の発生抑制や自然環境の保全など、より一層取り組むことが求められています。

こうした最近の課題や国内外の動きを踏まえ、前計画を見直した第2次上天草市環境基本計画(以下「本計画」という。)を新たに策定し、環境の保全等に関するさらなる取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、上天草市環境基本条例に基づき、本市における環境保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定めるものであり、「上天草市第2次総合計画」で掲げられている今後目指すべき環境像を実現するために環境分野における方向性を示す計画として位置付けられています。

さらに、国や県の環境基本計画や環境保全活動への取組などと連携し、市民等や事業者、市が一体となり目指すべき環境像の実現に向け、施策や事業を進めて行くための指針となるものです。

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた「自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策」を推進するための地域における地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)を内包しています。

3 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を計画期間とし、中間の5年後(令和7年度)を目途に計画の進捗状況进行评估し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、自然共生社会、安心・安全社会、低炭素社会、循環型社会、環境保全活動の5分野とします。対象とする地域は、上天草市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国や県、他の地方自治体と協力しながら課題の解決に取り組むこととします。

分野	主な対象範囲
自然共生社会	生物多様性、水辺、海岸、自然とのふれあい など
安心・安全社会	公害防止、環境美化、水環境 など
低炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
循環型社会	ごみの減量化、資源化、ごみの適正処理 など
環境保全活動	環境教育、環境学習、環境保全活動 など

5 計画の環境施策

市民・事業者・市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むため、計画の目標となる目指すべき環境像に「人と海がふれあうまち上天草～美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへ～」を設定する。また、その実現に向けた具体的な取り組みを実施するうえで、5つの項目を基本目標として設定します。

各分野の取組を進める上では、一つの取組が多面的な成果へつながるように努め、各基本方針について特に関わりの深いSDGsの項目を示します。

SDGs（エスディージーズ）とは

国連の「持続可能な開発サミット」（平成27年9月）で、人間、地球、豊かさ、平和のための「持続可能な開発目標（SDGs）」（目標年：平成42年（2030年））が採択されました。SDGsは、17のゴールと169のターゲットからなる普遍的な目標であり、「誰一人取り残さない」「目標間のつながり（1つの行動で複数の利益を目指す）」「パートナーシップによる実現」といった考え方が特徴です。



SDGsの詳細

	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	保健	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	教育	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う。
	水・衛生	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	クリーンエネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	インフラ、産業化、イノベーション	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	持続可能な都市(住み続けられるまち)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	持続可能な生産と消費	持続可能な生産消費形態を確保する。
	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	海洋資源(海の豊かさ)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	陸上資源(陸の豊かさ)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	実施手段(パートナーシップ)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

6 計画の目指すべき環境像と基本目標

平成23年に「上天草市環境基本計画」を策定してから10年が経過しました。

本計画では、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市内の環境現状などを踏まえ、新たな課題への対応を追加した計画として策定します。

本計画の目指すべき環境像については、前計画の基本方針を継承し、以下を掲げます。

【目指すべき環境像】

人と海がふれあうまち上天草

～美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへ～

この環境像は、地域活動や団体活動、一人ひとりの日常生活、事業者の事業活動の中で、環境の保全に取り組んでいくことを目指したものです。

【基本目標】

<環境目標>

○目標① 自然共生社会の実現

(基本方針)

本市の豊かな自然環境と多種多様な生物の生息・生育環境を良好な状態で将来に引き継ぐとともに、人と自然が共生できる地域づくりを進めていきます。

関連するSDG s



○目標② 健康で安全に暮らせる生活環境の実現

(基本方針)

市民が健やかに安心して暮らすために、空気や水などが良好な状況であるばかりでなく常に地域が清潔に保たれているなど住みやすい地域環境を創っていきます。

関連するSDG s



○目標③ 地球への負荷が少ない低炭素社会の実現

(基本方針)

地球温暖化をはじめとした地球環境問題は、市のみでは解決できない人類共通の重要かつ早急に取り組むべき課題と捉え、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を目指すとともに、省エネルギーの推進や地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入などを通して、低炭素社会の実現に取り組んでいきます。

関連するSDG s



○目標④ 持続可能な循環型社会の実現

(基本方針)

持続可能な地域社会を創るために、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造から脱却し、3R（リデュース、リユース、リサイクルの3つのRによる省資源利用）活動などの資源の有効利用や分別の促進によるごみの減量化、資源の再利用化などにより、市民、事業者及び行政が連携・協働し、循環型社会の実現に取り組んでいきます。

関連するSDG s



○目標⑤ 市民が学び参加する環境保全活動の推進

(基本方針)

良好な環境を次世代へ引き継いでいくため、環境教育や啓発を通じて、市民一人ひとりが環境に対する理解や意識を高め、日常生活において積極的に環境に配慮した行動ができる人材の育成を行っていきます。

関連するSDG s



目標達成に向けた取組みの内容

市の取組み

- 生物多様性の保全
- 野生動植物の保護・管理
- 自然とふれあう機会や活動の充実
- 自然とふれあう場の創出
- 持続可能な農業・林業・水産業の推進

環境目標①

市民(団体)・事業者の取組み

- ① 身近な動植物への関心と生物多様性への理解
- ② 生態系に影響を与える外来生物への理解
- ③ 地元産物の利用と地元産品の優先的な購入
- ④ 地産地消などの取組みへの協力
- ⑤ 環境に配慮した生活・経営の実施

市の取組み

- 環境汚染の監視・抑制
- 生活排水対策の推進
- 健全な水循環の確保
- 地下水の保全
- 環境美化の推進
- 環境と調和した生活空間の整備・確保
- 自動車の適正利用

環境目標②

市民(団体)・事業者の取組み

- ① 家庭ごみの野焼きの禁止
- ② 自動車利用の際のエコドライブ
- ③ 清掃・美化活動への積極的な参加
- ④ 歴史的なまちなみや文化的な景観の保全
- ⑤ 事業活動に関する法令の遵守
- ⑥ 環境への負荷を低減するための取組み
- ⑦ 節水や循環利用などの適性かつ合理的な水利用

市の取組み

- 省エネルギー・省資源対策の推進
- 再生可能エネルギーの普及促進
- 電気自動車などの普及促進
- クールビス・ウォームビスの推進

環境目標③

市民(団体)・事業者の取組み

- ① 環境に配慮した製品の優先購入
- ② 節水や節電などの省エネルギーへの取組み
- ③ ハイブリットカーや電気自動車などの購入
- ④ 日常生活における環境負荷低減への取組み
- ⑤ マイバッグの利用や分別の徹底
- ⑥ 太陽光などの再生可能エネルギー利用の検討
- ⑦ クールビス・ウォームビスの実施

市の取組み

- 発生抑制・再使用の推進
- リサイクルの推進
- バイオマスの利活用
- 食品ロス削減の啓発

環境目標④

市民(団体)・事業者の取組み

- ① マイバッグの持参
- ② ごみの分別の徹底による可燃ごみの減量化
- ③ 資源物回収・リサイクル活動への積極的な参加
- ④ 生ごみ処理容器などを使用した生ごみの堆肥化
- ⑤ ごみの適正処理(不法投棄)
- ⑥ 食品ロスを出さないよう配慮
- ⑦ 分別などによる事業系一般廃棄物の排出抑制

市の取組み

- 学校や地域における環境教育・学習の推進
- 人材の育成・活用
- 環境情報の共有
- 市民の環境保全行動の推進
- 事業者の環境保全行動の推進
- 市の環境保全行動の推進
- パートナーシップ・ネットワークの構築
- 環境保全活動団体への支援

環境目標⑤

市民(団体)・事業者の取組み

- ① 環境問題に関する知識や情報の習得
- ② 環境イベントや研修会などへの積極的な参加
- ③ 学校や地域で行う環境教育へのサポート
- ④ 清掃・美化活動への参加
- ⑤ 従業員などへの環境教育の実施
- ⑥ 環境に配慮した事業活動の実施
- ⑦ 環境団体に対する支援
- ⑧ 情報交換の場への積極的な参加

取組みの数値目標（主なもの）

自然共生社会の実現（環境目標1）		現況 (H31)	中間 (R7)	目標 (R12)
1	松くい虫被害材積(m ³) (森林及び景観の保全のため、市木である松への被害を防止します。)	736	700	700
2	海の日クリーン作戦参加人数(人) (海のごみゼロ大作戦として、定期的に海岸清掃を行い、環境の保全に努めます。) ※H30 年度実績 1,560 人	—	2,400	3,200
3	学校給食での地元食材使用品目数(品) (地産地消の推進を図るため、学校給食での地元食材の使用品目を増やします。)	68	78	80
4	森林(民有林)間伐面積(ha) (健全な森林の育成を図るため、間伐を実施します。)	37.3	62	70

健康で安全に暮らせる生活環境の実現（環境目標2）		現況 (H31)	中間 (R7)	目標 (R12)
1	浄化槽普及率(%) (生活排水の適正な浄化の拡大を図るため、浄化槽の普及率を高めます。)	37.0	46	54
2	水洗化率(%) (公共下水道、浄化槽、コミュニティプラントを利用する水洗化率を高めます。)	55.1	64	72
3	公共用水域(河川)の水質(BOD)※環境基準の達成率(%) (環境基準達成に向けて、河川における水質を維持します。)	100	100	100
4	公共用水域(海域)の水質(COD)※環境基準の達成率(%) (環境基準達成に向けて、海域における水質を維持します。)	100	100	100
5	指定文化財件数(件) (重要な文化財の適正な保全及び継承のため、指定文化財の件数を増やします。)	40	42	45

地球への負荷が少ない低炭素社会の実現（環境目標3）		現況 (H31)	中間 (R7)	目標 (R12)
1	市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量(kg-CO ₂) (市が率先して、温室効果ガス排出量を削減します。)	5,358,694	4,692,000	3,991,000
2	市庁舎電気使用量(kwh) (電気使用量を減らし、電気からの二酸化炭素排出を抑制します。)	710,811	693,000	590,000
3	市公用車をハイブリッドカーや電気自動車などの低公害車へ導入推進(台) (市公用車「リース含む」101台のうち20%を目指します。)	10	15	20

持続可能な循環型社会の実現（環境目標4）		現況 (H31)	中間 (R7)	目標 (R12)
1	1人1日当たりのごみ排出量(g) (家庭での生ごみの堆肥化や事業所での適切な分別などにより、排出される一般廃棄物を抑制します。)	844	822	800
2	リサイクル率(%) (家庭や事業所における適切な分別により、焼却ごみを減らし、資源化します。)	9.3	10.7	12.4

市民が学び参加する環境保全活動の推進（環境目標5）		現況 (H31)	中間 (R7)	目標 (R12)
1	こどもエコクラブ参加人数(人) (こどもの段階から環境問題に関心を持ち、自主的な環境保全活動を行う参加団体数を増やします。)	0	75	250
2	環境「出前講座」の参加人数(人) (環境問題に関する知識やノウハウを身につける機会を増やします。)	208	280	500
3	アダプトプログラム登録団体数(団体) (環境美化意識の向上やボランティア活動の活性化を図るため、市と協働する登録団体を増やします。)	13	15	16

重点施策

1 美しい海を保全するまちづくり

私たちがこれまで様々な恩恵を受けてきた美しい海は、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫です。本計画の目指す環境像を実現し、SDGsの考え方に基つきながら、私たちは、有明海・八代海を豊かで美しい海として再生するとともに、海域の環境保全及び改善に向けて取り組みます。

【具体的な取組み】

- ① 水質の監視による状況の把握
- ② 生活排水対策の推進
- ③ 環境美化・保全活動の推進
- ④ 国、県及び近隣市町村との連携

2 ごみを減らし、持続可能な循環型社会を目指すまちづくり

物質的な豊かさをもたらしてきたこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から、資源の循環型社会に転換するためには、ごみの減量（抑制）のほか、排出されたごみを可能な限りリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）するなどの資源の有効利用が不可欠です。

私たちは、生ごみの堆肥化や更なる分別の徹底などによる3R（抑制、再利用、再生利用）を推進します。

【具体的な取組み】

- ① 発生抑制・再使用の推進
- ② リサイクルの推進
- ③ 適正処理の推進

上天草市地球温暖化対策実行計画

本市の地球温暖化対策を具体的に推進するために「上天草市地球温暖化対策実行計画」を策定し、より実効的な取り組みを市民等・事業者と協働により推進し、市全域から排出される温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

1 計画の対象範囲

	対 象	対象外
事務事業編	本市のすべての機関における事務事業 (指定管理施設、施設の新増設も含む (別表 対象施設一覧))	民間や公益法人など外部への委託や請負により実施する事務・事業(可能な限り受託者に対して必要な措置を講じるように要請)
区域施策編	上天草市全域 (市民・事業者・行政全て)	なし

2 温室効果ガス排出量の削減目標

本市におけるこれまでの取り組み成果等を踏まえ、本実行計画の計画期間である令和12年度(2030年度)における削減目標を以下のとおり設定します。

事務事業編における温室効果ガス	2013(平成25)年度比26%削減
区域施策編における温室効果ガス	2013(平成25)年度比45%削減

計画の推進と管理

1 計画の推進体制及び進行管理

庁内検討組織を核として、着実に施策を実施し、市民(団体)及び事業者の参加による推進体制を整備します。

また、計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルの考え方に則し、毎年度、点検及び評価による目標達成に向けた施策の継続的な改善を推進するとともに、結果については、環境審議会に報告し、ホームページなどで公表します。

2 関係機関及び各種計画との連携

広域的な取り組みが必要な分野については、国、県、近隣市町村と連携した対策を推進し、専門的見地から調査及び研究を必要とする事項については、大学や研究機関と連携して取り組みます。

また、今後、制定及び策定する条例、計画などについては、本計画との整合性を図ります。

3 財政措置

計画に示している施策の着実な推進のため、計画的な財政措置に努めます。



上天草市シンボルキャラクター
「四郎くん」

第2次上天草市環境基本計画(概要版)

令和3年3月

発行 上天草市市民生活部生活環境課

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地

TEL 0964-56-1111 FAX 0964-56-5107